

附 属 資 料

1 ごみ量推計の考え方

家庭系ごみのごみ量推計については、近年の実績を勘案し、家庭系ごみの1人1日当たり排出量を算出し、それらを推計人口の推移に合わせて増減して推計しました。また、事業系ごみのごみ量推計については、事業所数等に変動がないものとし、近年の実績を基に推計しました。

計画ごみ量については、上記推計に減量化や資源化の施策の実施を考慮して算出しました。なお、将来の推計人口については、防府市人口ビジョン*の推計人口を基に計画値としています。

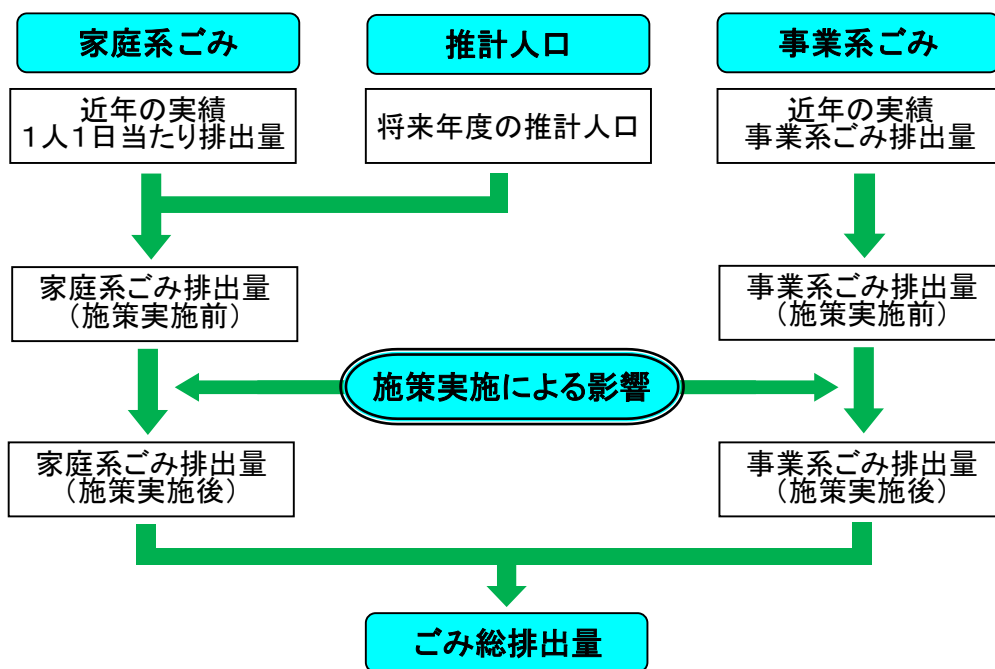


図 49 計画ごみ排出量の推計方法

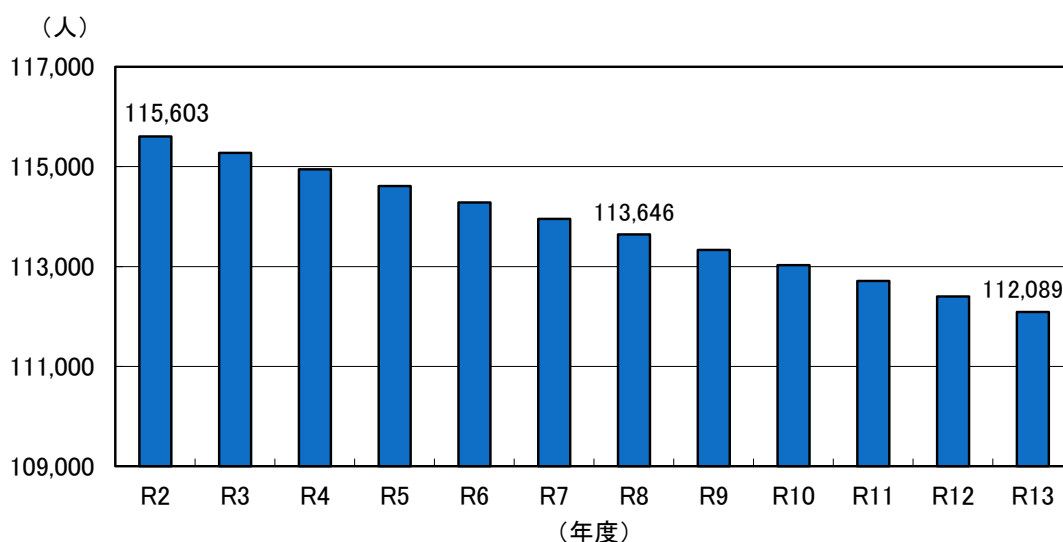


図 50 将来推計人口

2 実績と将来推計

ごみ量推計の考え方に基づく将来推計は、表 22 のとおりです。

表 22 実績と将来推計

項目	単位	実績	予測値 ※1	目標達成時 ※2	予測値 ※1	目標達成時 ※2
		R2年度	R8年度	R8年度	R13年度	R13年度
人口	人	115,603	113,646	113,646	112,089	112,089
ごみ総排出量(A)	t	39,577	38,525	33,687	38,238	31,848
家庭系ごみ排出量	t	27,718	26,073	22,625	25,786	21,965
事業系ごみ排出量	t	11,859	12,452	11,062	12,452	9,883
リサイクル量(B)	t	10,461	10,234	11,967	10,102	12,389
中間処理によるリサイクル量	t	8,062	7,883	7,252	7,778	7,027
分別収集によるリサイクル量	t	2,089	1,967	4,106	1,945	4,669
集団回収によるリサイクル量	t	310	384	609	379	693
リサイクル率(B/A×100)	%	26.4	26.6	35.5	26.4	38.9
1人1日当たりごみ排出量	g	938	929	812	932	776
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	g	600	572	432	572	405
最終処分量	t	1,832	1,177	970	1,163	876

※1 「予測値」: 近年の実績値から将来推計人口に基づき家庭系ごみ排出量の減少のみを見込み、ほかは現状のまま推移するとした場合の数値

※2 「目標達成時」: 施策実施により、数値目標を達成した場合の推計値

3 ごみ排出量予測

(1) 人口減少分のみ見込んだ予測値

表 23 人口減少分のみ見込んだ予測値

	単位	H23	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
処理区域内人口	人	118,512	115,603	115,274	114,945	114,615	114,286	113,957	113,646	113,335	113,025	112,714	112,403	112,089	
家庭系ごみ	1.可燃ごみ	t/年	25,545	21,904	21,795	21,733	21,730	21,608	21,546	21,487	21,487	21,370	21,311	21,252	21,251
		g/人・日	590.5	519.1	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0
	2.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	2,082	2,544	1,973	1,968	1,967	1,956	1,951	1,945	1,945	1,935	1,929	1,924	1,924
		g/人・日	48.1	60.3	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9
	3.埋立ごみ	t/年	329	871	295	294	294	292	291	290	290	289	288	287	287
		g/人・日	7.6	20.6	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	4.資源ごみ	t/年	1,511	2,089	1,994	1,990	1,989	1,977	1,970	1,967	1,967	1,956	1,949	1,945	1,945
		g/人・日	34.9	49.5	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4
	古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール)	t/年	781	579	530	529	529	526	524	523	523	520	518	517	517
		g/人・日	18.1	13.7	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6
	紙パック	t/年		7	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		g/人・日		0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	紙製容器包装	t/年		77	80	80	80	79	79	79	79	78	78	78	78
		g/人・日		1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	ペットボトル	t/年	56	44	38	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37
		g/人・日	1.3	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	プラスチック製容器包装	t/年		668	640	638	638	634	632	631	631	627	625	624	624
		g/人・日		15.8	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2
	スチール缶	t/年	25	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
		g/人・日	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	アルミ缶	t/年	31	21	17	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16
		g/人・日	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	びん類 (無色・茶色・その他色びん)	t/年	603	592	593	592	591	588	586	585	585	582	580	578	578
		g/人・日	13.9	14.0	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1
	乾電池類・蛍光灯等	t/年	15	40	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
		g/人・日	0.3	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
古着・古布	t/年		39	34	34	34	33	33	33	33	33	33	33	33	
	g/人・日		0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
5.集団回収	t/年	1,074	310	388	387	387	385	384	384	384	382	380	379	379	
	g/人・日	24.8	7.3	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.3	9.3	9.3	9.2	9.2	9.2	
古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール・紙パック)	t/年	965	252	328	327	327	325	324	324	324	322	321	320	320	
	g/人・日	22.3	6.0	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	
布類	t/年	8	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	g/人・日	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
金属類 (アルミ缶・スチール缶等)	t/年	78	50	50	50	50	50	50	50	50	50	49	49	49	
	g/人・日	1.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
びん類	t/年	23	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
	g/人・日	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
6.家庭系合計(1+2+3+4+5)	t/年	30,541	27,718	26,445	26,372	26,367	26,218	26,142	26,073	26,073	25,932	25,857	25,787	25,786	
	g/人・日	706.0	656.9	628.5	628.6	628.5	628.5	628.5	628.5	628.6	628.6	628.6	628.5	628.6	
事業系ごみ	7.可燃ごみ	t/年	17,666	11,741	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	
	8.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	899	118	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	
	9.事業系合計(7+8)	t/年	18,565	11,859	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	
排出量	10.家庭系ごみ排出量(6)	t/年	30,541	27,718	26,445	26,372	26,367	26,218	26,142	26,073	26,073	25,932	25,857	25,787	25,786
		g/人・日	706.0	656.9	628.5	628.6	628.5	628.5	628.5	628.5	628.6	628.6	628.6	628.5	628.6
	11.家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。) (10-4-5)	t/年	27,956	25,319	24,063	23,995	23,991	23,856	23,788	23,722	23,722	23,594	23,528	23,463	23,462
		g/人・日	646.3	600.0	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9
	12.事業系ごみ排出量(9)	t/年	18,565	11,859	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452
	13.ごみ総排出量(10+12)	t/年	49,106	39,577	38,897	38,824	38,819	38,670	38,594	38,525	38,525	38,384	38,309	38,239	38,238
g/人・日		1,135.2	938.0	924.5	925.4	925.4	927.0	927.9	928.7	928.7	930.4	931.2	932.0	932.1	

(2) 施策実施による目標達成時の推計値

表 24 施策実施による目標達成時の推計値

	単位	H23	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
処理区域内人口	人	118,512	115,603	115,274	114,945	114,615	114,286	113,957	113,646	113,335	113,025	112,714	112,403	112,089	
家庭系ごみ	1.可燃ごみ	t/年	25,545	21,904	21,107	19,817	18,606	17,469	16,402	16,177	15,956	15,737	15,521	15,308	15,097
		g/人・日	590.5	519.1	501.7	472.3	443.5	418.8	394.3	390.0	384.7	381.5	377.3	373.1	368.0
	2.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	2,082	2,544	1,971	1,847	1,730	1,621	1,519	1,477	1,436	1,397	1,358	1,320	1,284
		g/人・日	48.1	60.3	46.8	44.0	41.2	38.9	36.5	35.6	34.6	33.9	33.0	32.2	31.3
	3.埋立ごみ	t/年	329	871	342	320	300	281	263	256	249	242	235	229	222
		g/人・日	7.6	20.6	8.1	7.6	7.2	6.7	6.3	6.2	6.0	5.9	5.7	5.6	5.4
	4.資源ごみ	t/年	1,511	2,089	2,379	2,710	3,085	3,516	4,002	4,106	4,212	4,322	4,435	4,550	4,669
		g/人・日	34.9	49.5	56.5	64.6	73.5	84.3	96.2	99.0	101.5	104.8	107.8	110.9	113.8
	古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール)	t/年	781	579	659	751	855	974	1,109	1,138	1,168	1,198	1,229	1,261	1,294
		g/人・日	18.1	13.7	15.7	17.9	20.4	23.3	26.7	27.4	28.2	29.0	29.9	30.7	31.5
	紙パック	t/年		7	8	9	10	12	13	14	14	14	15	15	16
		g/人・日		0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
	紙製容器包装	t/年		77	88	100	114	130	148	151	155	159	163	168	172
		g/人・日		1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.6	3.6	3.7	3.9	4.0	4.1	4.2
	ペットボトル	t/年	56	44	50	57	65	74	84	86	89	91	93	96	98
		g/人・日	1.3	1.0	1.2	1.4	1.5	1.8	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4
	プラスチック製容器包装	t/年		668	761	866	987	1,124	1,280	1,313	1,347	1,382	1,418	1,455	1,493
		g/人・日		15.8	18.1	20.6	23.5	26.9	30.8	31.7	32.5	33.5	34.5	35.5	36.4
	スチール缶	t/年	25	22	25	29	32	37	42	43	44	46	47	48	49
		g/人・日	0.6	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
	アルミ缶	t/年	31	21	24	27	31	35	40	41	42	43	45	46	47
		g/人・日	0.7	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1
	びん類 (無色・茶色・その他色びん)	t/年	603	592	674	768	874	996	1,134	1,164	1,194	1,225	1,257	1,289	1,323
		g/人・日	13.9	14.0	16.0	18.3	20.8	23.9	27.3	28.1	28.8	29.7	30.6	31.4	32.2
	乾電池類・蛍光灯等	t/年	15	40	46	52	59	68	77	79	80	83	85	87	90
		g/人・日	0.3	0.9	1.1	1.2	1.4	1.6	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	2.1	2.2
	古着・古布	t/年		39	44	51	58	66	75	77	79	81	83	85	87
g/人・日			0.9	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	
5.集団回収	t/年	1,074	310	353	402	457	522	594	609	625	640	658	675	693	
	g/人・日	24.8	7.3	8.4	9.6	10.9	12.5	14.3	14.7	15.1	15.5	16.0	16.5	16.9	
古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール ・紙パック)	t/年	965	252	287	327	372	424	483	495	508	521	535	549	563	
	g/人・日	22.3	6.0	6.8	7.8	8.9	10.2	11.6	12.0	12.2	12.6	13.0	13.4	13.7	
布類	t/年	8	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
	g/人・日	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
金属類 (アルミ缶・スチール缶等)	t/年	78	50	57	65	74	84	96	98	101	103	106	109	112	
	g/人・日	1.8	1.2	1.4	1.5	1.8	2.0	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	
びん類	t/年	23	7	8	9	10	12	13	14	14	14	15	15	16	
	g/人・日	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	
6.家庭系合計(1+2+3+4+5)	t/年	30,541	27,718	26,152	25,096	24,178	23,409	22,780	22,625	22,478	22,338	22,207	22,082	21,965	
	g/人・日	706.0	656.9	621.6	598.2	576.4	561.2	547.7	545.4	541.9	541.5	539.8	538.2	535.4	
事業系ごみ	7.可燃ごみ	t/年	17,666	11,741	12,391	12,081	11,779	11,485	11,197	10,948	10,704	10,465	10,232	10,003	9,780
		g/人・日	899	118	126	123	121	118	116	114	111	109	107	105	103
9.事業系合計(7+8)	t/年	18,565	11,859	12,517	12,204	11,900	11,603	11,313	11,062	10,815	10,574	10,339	10,108	9,883	
	g/人・日	18,565	11,859	12,517	12,204	11,900	11,603	11,313	11,062	10,815	10,574	10,339	10,108	9,883	
排出量	10.家庭系ごみ排出量(6)	t/年	30,541	27,718	26,152	25,096	24,178	23,409	22,780	22,625	22,478	22,338	22,207	22,082	21,965
		g/人・日	706.0	656.9	621.6	598.2	576.4	561.2	547.7	545.4	541.9	541.5	539.8	538.2	535.4
	11.家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。) (10-4-5)	t/年	27,956	25,319	23,420	21,984	20,636	19,371	18,184	17,910	17,641	17,376	17,114	16,857	16,603
		g/人・日	646.3	600.0	556.6	524.0	491.9	464.4	437.2	431.8	425.3	421.2	416.0	410.9	404.7
13.ごみ総排出量(10+12)	t/年	49,106	39,577	38,669	37,300	36,078	35,012	34,093	33,687	33,293	32,912	32,546	32,190	31,848	
	g/人・日	1,135.2	938.0	919.0	889.0	860.0	839.3	819.7	812.1	802.6	797.8	791.1	784.6	776.3	

(3) 目標達成時のごみ処理フロー (令和8年度)

(単位:t)

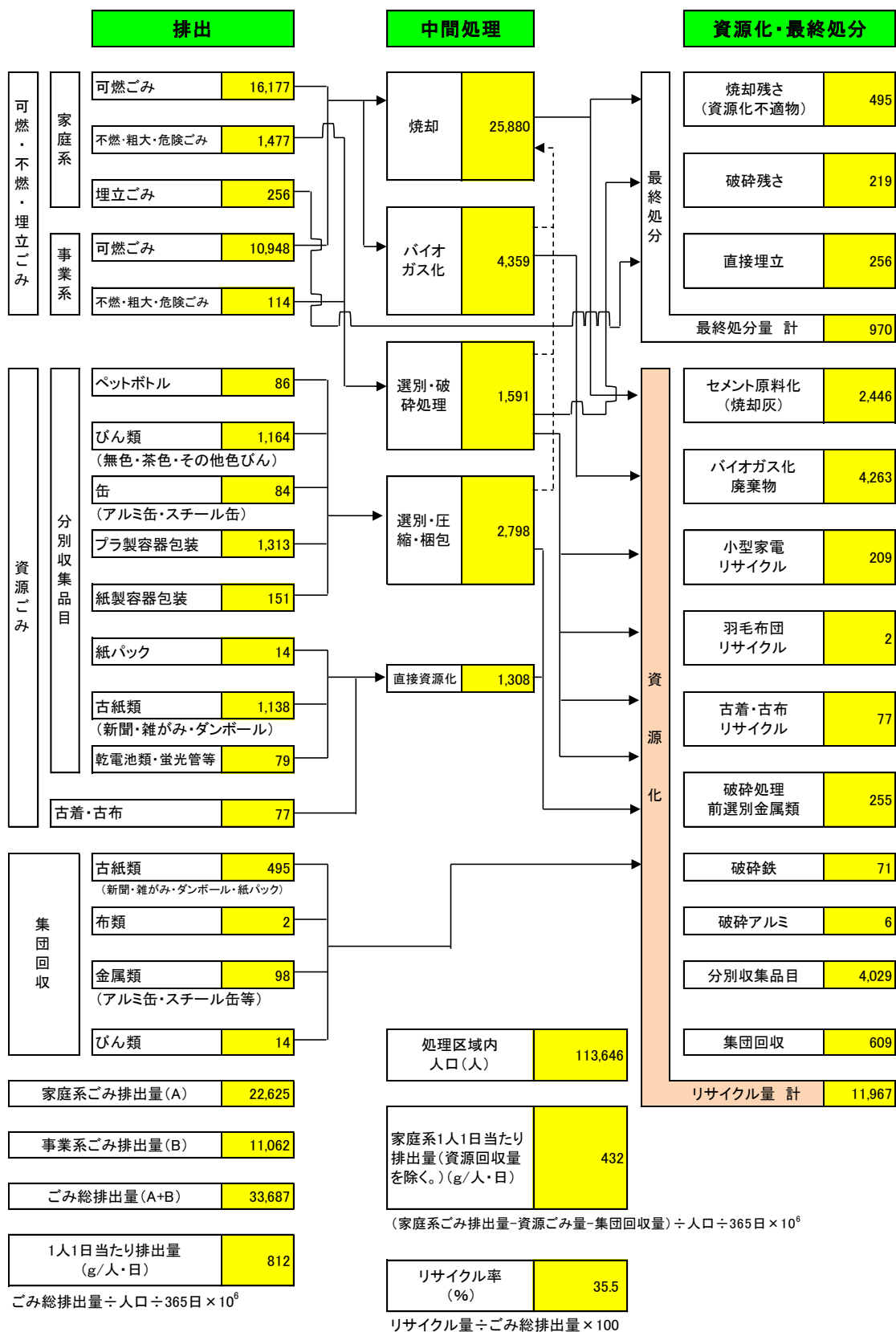


図 51 目標達成時のごみ処理フロー (令和8年度)

(4) 目標達成時のごみ処理フロー (令和13年度)

(単位:t)

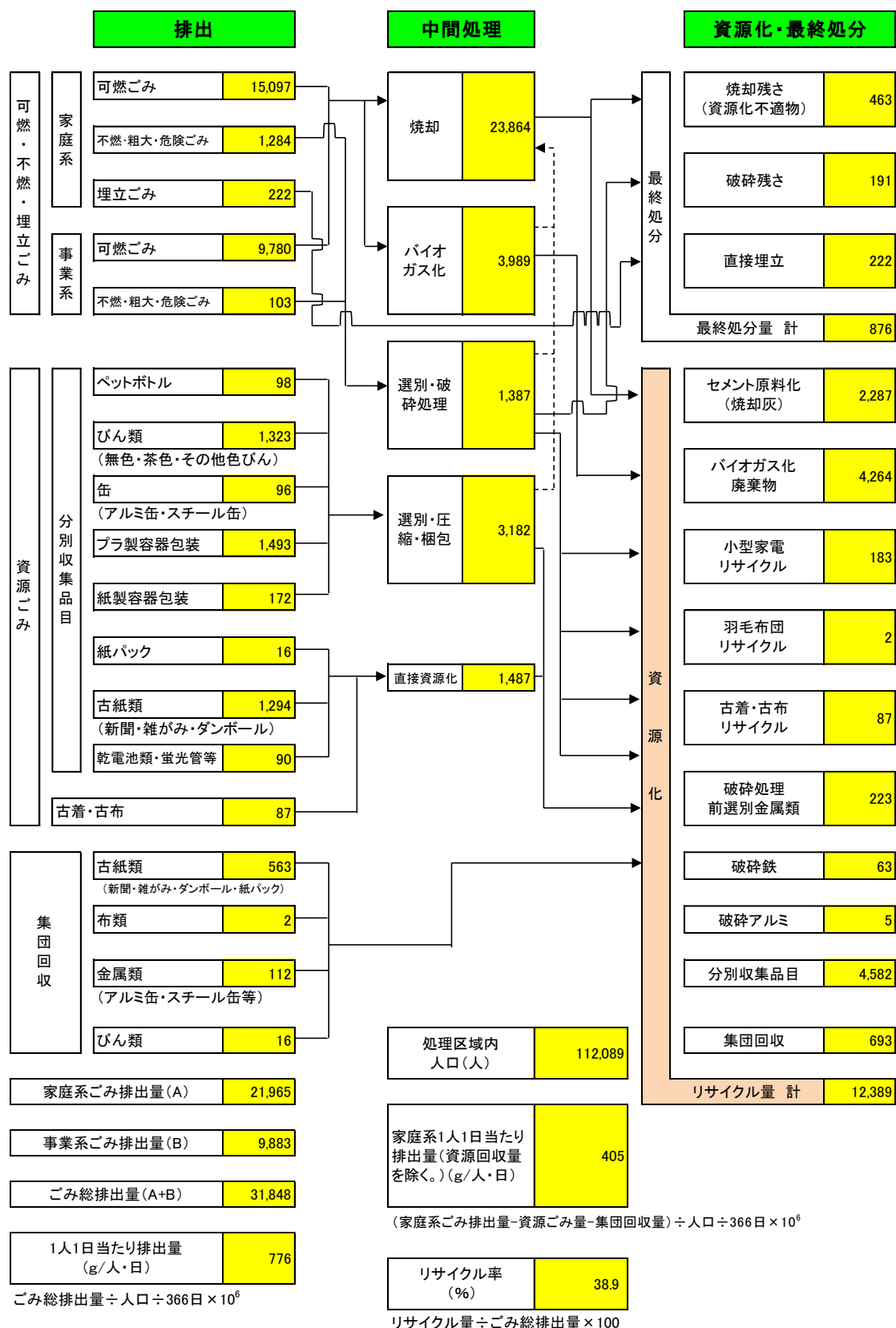


図 52 目標達成時のごみ処理フロー (令和13年度)

4 上位計画の目標値との比較

上位計画の目標値と防府市ごみ処理基本計画の目標値を比較すると次の表のとおりとなります。

表 25 第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値との比較

項目	循環型社会形成推進基本計画 目標値(令和7年度)	防府市ごみ処理基本計画 中間目標値(令和8年度)
1人1日当たりごみ排出量※	平成30年度 919g → 850g (平成30年度比で約8%削減)	①+②+③ 平成30年度 915g → 812g (平成30年度比で約11%削減)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	平成30年度 506g → 440g (平成30年度比で約13%削減)	①平成30年度 556g → 432g (平成30年度比で約22%削減)
事業系ごみ排出量	平成30年度 1,304万t → 1,100万t (平成30年度比で約16%削減)	平成30年度 12,643t → 11,062t (平成30年度比で約13%削減)
【参考】1人1日当たり換算	—	②平成30年度 297g → 267g (平成30年度比で約10%削減)
【参考】資源回収量 1人1日当たり換算	—	③平成30年度 62g → 113g (平成30年度比で約82%増)

※ 年間ごみ総排出量をその年度の人口と日数で除した量

表 26 山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）の目標値との比較

項目	山口県循環型社会形成推進 基本計画目標値(令和7年度)	防府市ごみ処理基本計画 中間目標値(令和8年度)
ごみ総排出量	平成30年度 499千t → 424千t (平成30年度比で約15%削減)	平成30年度 38,920t → 33,687t (平成30年度比で約13%削減)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	平成30年度 527g → 462g (平成30年度比で約12%削減)	平成30年度 556g → 432g (平成30年度比で約22%削減)
リサイクル率	平成30年度 30.6% → 35%	平成30年度 26.9% → 35%
最終処分量	平成30年度 26千t → 22千t (平成30年度比で約15%削減)	平成30年度 1,206t → 970t (平成30年度比で約20%削減)

表 27 第5次防府市総合計画の目標値との比較

項目	防府市総合計画	防府市ごみ処理基本計画	
	最終目標値 (令和7年度)	中間目標値 (令和8年度)	最終目標値 (令和13年度)
1人1日当たりごみ排出量※	850g	812g	776g

※ 年間ごみ総排出量をその年度の人口と日数で除した量

表 28 防府市環境基本計画（第三次）の目標値との比較

項目	防府市環境基本計画		防府市ごみ処理基本計画	
	中間目標値 (令和8年度)	最終目標値 (令和13年度)	中間目標値 (令和8年度)	最終目標値 (令和13年度)
1人1日当たりごみ排出量※	812g	776g	812g	776g
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	432g	405g	432g	405g
事業系ごみ排出量	11,062t	9,883t	11,062t	9,883t
リサイクル率	35%	38%	35%	38%

※ 年間ごみ総排出量をその年度の人口と日数で除した量

5 その他

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

平成8年12月24日

（廃棄物減量等推進審議会）

第4条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、防府市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 一 学識経験を有する者 2人以内
 - 二 公共的団体を代表する者 6人以内
 - 三 市内に事業所を有する事業者（法人にあっては、当該法人を代表する者） 5人以内
 - 四 関係行政機関の職員 3人以内
 - 五 公募の手続により決定した者 4人以内
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

平成8年12月27日

（廃棄物減量等推進審議会の組織）

第2条 条例第4条第1項に規定する防府市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、審議会の委員（以下単に「委員」という。）の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第3条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第4条 審議会の庶務は、生活環境部クリーンセンターにおいて処理する。

防府市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区分	所属団体等	氏名	役職名
市民代表者	防府市快適環境づくり推進協議会	土井 章	会長
	防府市自治会連合会	内田 元夫	総務
	防府市女性団体連絡協議会	藤井 三枝子	会計
	防府市消費生活研究会	阿部 幹恵	会長
	防府市子ども会育成連絡協議会	松永 小夜子	事務局長
	防府市老人クラブ連合会	國澤 雅彦	理事
	一般公募	弘中 和夫	
	一般公募	田中 元昭	
	一般公募	中司 美佐子	
事業者	防府商工会議所（大型店代表）	大谷 浩彦	榎丸久 総務部 マネージャー
	防府市商店街連合会	梅田 和夫	うめだ時計店 店主
	防府リサイクル協同組合	磯野 晶則	副理事長
	防府商工会議所	山本 憲司	中小企業相談所長
	防府青年会議所	田中 宏明	理事長
学識経験者	山口大学	阿部 新	国際総合科学部 教授
	山口県立大学	今村 主税	看護栄養学部 准教授
行政	山口県山口健康福祉センター	大嶋 裕司	保健環境部 副部長
	山口県立農業大学校	福田 浩久	副校長
	防府市教育委員会	山本 純也	教育部 学校教育課長

防府市ごみ処理基本計画 見直しの経過

年月日		策定経過	内容
令和2年度	10月12日(月)	令和2年度第1回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○諮問「防府市ごみ処理基本計画の策定について」 ○ごみ処理基本計画の実施状況について ○ごみ処理基本計画の策定について ○ごみに関する市民アンケートについて
	11月30日(月) ～12月16日(水)	市民アンケートの実施	○ごみに関する市民アンケート
	3月22日(月)	令和2年度第2回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○ごみに関する市民アンケートの結果について ○新たな防府市ごみ処理基本計画の策定方針について
令和3年度	8月17日(火)	令和3年度第1回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○新たな防府市ごみ処理基本計画(素案)について
	11月26日(金)	令和3年度第2回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○新たな防府市ごみ処理基本計画(案)について
	12月22日(水) ～1月21日(金)	新たな防府市ごみ処理基本計画(案)の パブリックコメントの実施	○パブリックコメントの実施 (提出者数 2人 6件)
	2月10日(木)	防府市廃棄物減量等推進審議会长から 防府市長への答申	

6 用語説明

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から発生する家庭系ごみが主で、事務所や飲食店等から発生する事業系ごみも含まれます。「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

温室効果ガス

太陽エネルギーから地上が受けた熱を大気中にとどめる効果のある気体で、地球温暖化の原因とされており、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）が規制対象として指定されています。ごみ処理施設では、重油等の燃料の使用、電力会社から供給された電気の使用、可燃ごみに含まれる合成繊維や廃プラスチック類の焼却による二酸化炭素（CO₂）の排出が大部分を占めます。

【か行】

カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出と吸収がプラスマイナスゼロになることをいいます。

海洋ごみ

海面に浮遊する漂流ごみ、海岸等への漂着ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）の総称をいいます。

輝き！ほうふプラン

防府市自治基本条例第 13 条に規定する本市の最上位計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画です。令和 3 年 3 月に第 5 次防府市総合計画が策定されました。

家庭系一時多量ごみ有料収集

家庭で一度に多量に出たごみを有料で市クリーンセンターが戸別収集する制度のことです。

ごみ減量容器等購入費補助金制度

防府市内に住所を有し、居住している方が、市内販売店で購入した生ごみ減量容器、電動生ごみ処理機、紙おむつ保管容器の購入費に対して 1 基につき、購入価格の 2 分の 1 を補助金（限度額あり）として交付する制度をいいます。

【さ行】

災害廃棄物

地震、風水害、津波等の自然災害によって発生する廃棄物（倒壊・破損した建物の瓦礫、廃コンクリート等）及び被災後の避難生活等に伴い発生する廃棄物をいいます。

再使用（リユース）

一度使用された製品や部品、容器等を繰り返し使うことです。

再生利用（リサイクル）

廃棄物を資源として再利用することです。

集団回収

自治会、子ども会、PTA等で行う、古紙、缶、びん等の資源物を回収し、資源回収事業者に引き取ってもらう活動で、本市では「防府市廃棄物資源化推進事業」として実施団体へ補助金を交付しています。

自主搬入

毎月自治会自らが、一般家庭から排出された廃棄物のうち、資源ごみ（プラスチック製容器包装を除く。）、危険ごみ及び不燃ごみについて市が行う定期収集を受けず、市の指定する処理施設へ搬入することをいいます。本市では防府市清掃補助金として実施団体に補助金を交付しています。

循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会のことです。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。

食品ロス削減推進計画

令和元年10月施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」において定めるよう努めることとされている計画をいいます。食品ロスをなくすための取組や各主体の役割、連携協力等により、基本方針を定め、基本的施策を講じることとされています。

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年10月に施行された法律です。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

3R（スリーアール）

廃棄物の「リデュース（Reduce 発生抑制）」、「リユース（Reuse 再使用）」、「リサイクル（Recycle 再生利用）」の略称であり、循環型社会を構築するための行動3原則として位置づけられています。

【た行】

第二次防府市健康増進計画

健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」と食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」を統合し、新たに「健やかほうふ21計画」とし、各世代に応じた健康づくりと食育を一体的に取り組むことができるよう策定したものです。平成28年3月に第二次計画が策定されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。平成30年6月に第四次計画が閣議決定されました。

ダンボールコンポスト

ダンボール箱を用いて、生ごみをコンポスト化（堆肥、または堆肥化手法のことで、生ごみ等の有機性物質を微生物の働きによって腐熟させること）することです。

低炭素社会

二酸化炭素の排出量が少ない社会のことをいいます。低炭素社会では、産業、行政、国民など社会のあらゆる場面で排出される二酸化炭素の最小化（カーボン・ミニマム）を図ります。

店頭回収

スーパーマーケット等が、店頭でペットボトル、食品トレイ、アルミ缶などの資源物の回収に取り組むことです。回収された資源物は再商品化されるなど、再び資源として利用されています。

電動生ごみ処理機

生ごみを機械的に、消滅、堆肥化又は減量化する電動式処理機等をいいます。ただし、生ごみを単に破碎処理し、水路又は下水道管に排出するもの（ディスポーザー等）は除きます。

【な行】

生ごみ減量容器

微生物等の活動を利用することにより、生ごみを分解し、減量化又は堆肥化するものをいいます。

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

国が令和2年10月に宣言した「2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）」の目標を経済と環境の好循環につなげるための産業政策として令和2年12月に策定されたものをいいます。

熱回収

廃棄物から熱エネルギーを回収することです。防府市クリーンセンターでは、ごみの焼却から得られる熱を利用して電気をつくり、施設で利用しています。

【は行】

バイオガス

生ごみなどを発酵させて発生したメタンなどの可燃性のガスのことで、近年、化石燃料に代わるエネルギー源としての活用が、地球温暖化防止に有効であるとして注目されています。

バイオプラスチック

トウモロコシやサトウキビなどのバイオマス資源を原料とする「バイオマスプラスチック」と、微生物によって分解が可能な「生分解性プラスチック」の総称のことをいいます。バイオマスプラスチックは、石油を原料としないプラスチックであるのに対し、生分解性プラスチックは、最終的には微生物の働きにより分解し、水と二酸化炭素になるもので、バイオマス資源からつくられるものと、石油から製造されるものがあります。

バイオマスプラスチック

主に、植物など生物由来の有機物（バイオマス）を原料の一部に活用したプラスチックのことです。従来のプラスチックと比較し、焼却時の温室効果ガス排出量の削減効果が見込まれます。

廃棄物減量等推進員

地域における資源ごみ・危険ごみの適正排出や減量・リサイクル等の取り組みを推進する役として活動している方々で、自治会等からの推薦に基づき市長が委嘱しています。

発生抑制（リデュース）

ごみの発生自体を減らすことです。3Rの中で最も優先順位が高いものです。

PFI

「Private Finance Initiative」の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。その手法の中で、本市のごみ処理施設は、市が資金調達して、設計・施行・運営を一括して民間に委託するDBO方式（Design Build Operate）で実施しています。

フードドライブ

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉施設等に寄付する活動のことです。

フードバンク活動

食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（食品ロス）を削減するため、食品メーカーの製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことです。

フードバンクポスト

家庭で消費する機会のない食べものを寄付できるポストのこと입니다。集められた食品は、フードバンク団体によって食べ物を必要とする人たちの元へ届けられています。

不法投棄

山林や道路・公園等、ごみの排出場所として指定された場所以外にごみを捨てる行為のことで、廃棄物処理法第16条の規定に違反する行為のことをいいます。同法第25条第1項第14号の規定により、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はその両方を科す罰則があります。

プラスチック資源循環戦略

令和元年5月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、国が策定した戦略のことです。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じようとする法律のことをいいます。令和3年6月に公布されました。

防府市環境基本計画

「防府市環境保全条例」に基づき策定されるもので、本市における環境の保全の最も基本となる計画です。

防府市災害廃棄物処理計画

本市で大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の処理方針を定めたものです。

防府市人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と将来展望を提示するものであり、人口に関する認識を市全体で共有し、今後、地方創生の実現に向けた取組を進めていくうえでの指針となるものです。

【や行】

山口県海岸漂着物対策推進協議会

学識経験者、県民活動団体、業界団体、国・県・市町からなる協議会で、山口県の地域計画の作成や変更に関する協議、海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整等を行うため設置されたものをいいます。

山口県食品ロス削減推進協議会

学識経験者並びに事業者、消費者及び行政機関の実務者で構成された協議会で、山口県の食品ロス削減に関する取組の検討や情報交換を行うため設置されたものをいいます。

山口県食品ロス削減推進計画

「食品ロスの削減の推進に関する法律第12条」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」に基づき、食品ロス削減に向けた山口県の方針や推進施策をとりまとめたものをいいます。

山口県循環型社会形成推進基本計画

(第4次計画)

「廃棄物処理法第5条の5」及び「山口県循環型社会形成推進条例第8条」の規定に基づき、山口県における循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進していくための基本となる計画をいいます。令和3年3月に第4次計画が策定されました。

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

消費者団体、事業者、行政から構成される協議会で、それぞれの責任と役割分担のもと、家庭ごみの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物の削減を図る実践活動を推進しています。

やまぐち3きっちよる運動

食べ残しを減らす「やまぐち食べきっちよる運動」に加え、計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきっちよる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きっちよる運動」をあわせた食品ロスの削減を図る運動のことをいいます。

容器包装リサイクル法

平成12年4月に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のことをいい、家庭から排出されるごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

【ら行】

リターナブルびん

そのままのびんを洗浄して中身を充填する方法で、何度も繰り返し使うことができるびんのことです。環境負荷が少なく、資源の節約にもなり、ごみの発生・排出抑制にも役立ちます。

レアメタル

地球上にほとんどない金属や、経済的、技術的な理由から抽出することが困難な金属類のことで、僅かな量を加えることで製品の機能を飛躍的に増大できる特徴があり、家庭用品から産業機械まで多くの分野で活用されています。中国、インド等の新興国の需要が世界的に増大しており、携帯電話や小型家電などの使用済み製品からのリサイクルの取組が求められています。

【お行】

ワンウェイプラスチック

ペットボトルやレジ袋、ストローなどのプラスチック製品で、一度使用された後に捨てられてしまうものをいいます。

防府市ごみ処理基本計画

令和4年3月

編集・発行

防府市生活環境部クリーンセンター

〒747-0825

防府市大字新田 364 番地

T E L 0835-22-4742

F A X 0835-24-4389

E - m a i l clean@city.hofu.yamaguchi.jp